



韓国公州市と姉妹都市締結

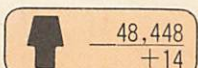
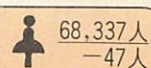
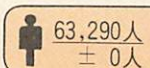
2月23日、韓国・公州市（金建培市長）との姉妹都市締結の調印式が、市役所大会議室で行われました。公州市からは、金市長をはじめ、李灌鎔・百濟韓日親善協会会長ら一行13人が、山口市側は、佐内市長、高田市議会議長らが出席しました。式では、両国の国歌演奏に続いて佐内市長と金市長が、それぞれ協定書に署名、交換し、固い握手を交わしました。姉妹都市締結を記念する友好旗の交換、全員で記念写真に納まったあと、正門そばに市の花木キンモクセイを記念植樹をしました。

市民交通災害共済 受付中
毎月15日は、お年寄りの交通安全日
思いやり みんなですすめる 交通安全

交通事故状況 <2月>

- 発生件数 49 (累計 96/前年比-14)
- 死亡者 0 (累計 2/前年比+1)
- 負傷者 54 (累計102/前年比-17)

再生紙(古紙混入率80%)利用の市報です



(上段は、平成5年3月1日現在、下段は今年1月1日との比較)

3月定例市議会開会

市の新年度予算案などを審議する市議会(定例会)が3月1日から始まりました。会期は22日までです。上程された議案は、平成5年度一般会計予算や平成4年度一般会計補正予算、行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例、事件議決など43議案と、諮問が2件です。

概況報告

地方拠点都市地域の指定

地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域の指定につきまして、昨年12月市議会においてご報告申し上げましたところでございますが、先般2月26日、山口県知事からその指定の決定を受けたところであります。

今後、防府市、小郡町および秋穂町とともに中枢管理、高次都市機能の集積する拠点都市地域の形成に向けて、基本計画の策定に鋭意努力して

まいる所存でございます。

行政改革大綱

第二次山口市行政改革大綱について申し上げます。昨年12月1日の市議会全員協議会におきまして、お示しいたしました行政改革大綱案につきまして、その後も検討を重ね、去る2月16日の庁議において、原案どおり決定いたしましたところでございます。平成5年度から、この大綱に基づきまして、行政改革を計画的に推進して参りたいと考えております。

なお、本年4月1日から実施予定の行政機構の改革等につきましては、これに伴いま



議会初日の3月1日、概況報告、議案説明を行う佐内市長。会期は3月22日まで。

す条例改正について御審議いただくため、議案として提出いたしておるところでございます。

一般廃棄物処理基本計画を策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が昨年改正され、市町村に一般廃棄物の処

理に関する計画の策定が義務付けられたところであり、これを受けまして、この程、「地球にやさしい都市やまぐち」を目指し、山口市一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。

この基本計画は、昨年11月に設置しました山口市ごみ問

題協議会におけるご提案、協議結果を十分に反映し、策定に努めたものでございます。今後、計画の具現化に際しましては、山口市ごみ問題協議会をはじめ市民の皆様のご意見を賜りながら、実施に向けて努力してまいる所存でございます。

地方拠点都市地域指定(概況報告) 重点的、効率的予算(予算編成方針)

を説明

佐内市長

予算編成方針

平成5年度予算編成につきましては、依然として厳しい国の予算編成の基調および多額の借入金を抱えている地方財政の状況の中で、行政経費の節減、財政の健全性の確保に努めながら行政水準の確保・向上を進めるとともに、社会経済情勢の変化に伴う新しい行政課題や需要に的確に対応したものといたしました。また、21世紀を展望した「第四次山口市総合計画」に基づいて、その基本理念である「自然と文化をはぐくみ躍動する中核都市やまぐち」を念頭におき、市民のニーズに十分配慮しながら、時代と地域の実情に応じ、適切な事業の選択を行い、計画の実現ひいては目指す都市像を具現化すること

を基本方針といたしました。

また、市財政を取り巻く中長期的環境が引き続き厳しいことから、財源の年度間調整に配慮しつつ、一般行政経費は市民福祉の低下を来さないよう工夫し、その節減に努めるとともに、施策的・投資的経費についてもその必要性、効果等を十分検討し、限られた財源を重点的かつ効率的に配分しながら「第四次山口市総合計画」に掲げる主要事業の実施を推進する積極的な通年予算として編成しています。具体的には、「第四次山口市総合計画」の施策大綱に基づいた三つの柱を基に説明します。

躍動感あふれる中核都市づくり

第一は、「躍動感あふれる中核都市づくり」です。国際

明るくしあわせなまちづくり

第二は、「明るくしあわせなまちづくり」です。急速な

第三は、「にぎわいのあるまちづくり」です。特に、若者のあふれるにぎわいのあるまちづくりを進めるため、大規模スポーツ施設の整備、クリエイティブ・スペース赤れんが等の芸術文化の振興に努めていきます。また、明日を担う人づくりのため、義務教育施設の整備による学校教育の充実。地区のふれあいの中心となつている公民館の整備・充実および活用・促進等社会教育の充実にも努めるとともに、文化財の保護・保存に配慮しました。



義務教育施設の整備により4月開校の大内南小学校

にぎわいのあるまちづくり

長寿化、高齢化の進む中で、不安のない快適でゆとりのある生活ができるよう、福祉の充実と健康づくり、特に心身障害者、児童等社会的に弱い立場の人々にきめ細かい施策を講じています。また、生活道路、公園、市営住宅の整備、下排水対策、廃棄物の減量対策に特に配慮しました。

地方拠点都市地域に指定

山口市・防府市 小郡町・秋穂町

地方の発展と国土全体の均衡ある発展を目指す、地方拠点都市地域にこのほど山口市を含めた県央部が指定を受けました。これからの大きな発展が期待されます。

情報文化拠点地区に

2月26日、山口市を含む近隣防府市、小郡町、秋穂町の県央部2市2町が地方拠点都市地域の県知事指定を受けました。

地方拠点都市地域の指定は、昨年6月に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」が成立したことによるもので、県が候補地を決め、国の協議を得て、知事が指定する制度です。

都市圏構想・基本計画「やまぐちコアポリス21プラン」を策定しています。さらに、地域の一体性、人口や産業の発展性が見込まれることなどから、10月に提出された山口市

地方拠点都市地域整備等推進協議会(安部一成山口市大学名誉教授)会長・委員12名の意見書により11月、県の指定候補地域として決定。12月には、国の正式協議の対象地域に指定され、この度の正式指定に至ったものです。

省庁の支援によって、地域の創意工夫を生かしながら都市機能の増進や居住環境の向上を図ろうとするものです。さらに、産業業務施設があまりに集中している地域から、地方拠点都市地域へ産業業務施設の移転を促進しようとするもので、こうした施策によって、地方の発展、成長、さらに国土全体の均衡ある発展を目指しています。

これからは、近隣市・町とともに基本計画を策定します。山口市では、情報文化拠点地区としての都市機能の集積に取り組んでいきます。

県央部の2市2町ではすでに、それぞれの特性を生かして、中核都市圏を形成するための指針となる「山口市中核

つ、新たに情報機能を核とする都市機能集積をめざし、関

注する所存であります。とりわけ、本市は、この地域の中心的役割を果たしていることから、単に当該



中核都市づくりに 大きなはずみ

山口市長
佐内正治

山口県知事のご配慮により、近隣の防府市、小郡町、秋穂町ともども地方拠点都市地域の指定を受けましたことは、大変喜ばしいことであり、本市が進めております中核都市づくりの上から大きなはずみになるものであります。

これからただちに関係市町とともに、基本計画の策定に着手することとなりますが、関係住民の方々のご

本市におきましては、これまで蓄積している行政、教育、文化等の都市機能を生かして

係市町において相互に連携協力しながら、地方拠点都市地域の形成のために全精力を傾

今後とも、よろしくご協力並びにご指導を賜りますようお願い申し上げます。

都市の広域化を 考える - その⑩ -

平成5年2月24日、山口南総合センターで地域政策フォーラムが開催されました。パネルディスカッションでは、県央部の現状や未来像について、活発な討論が繰り広げられました。新幹線の「ぞみ」号が止まらない問題、人々がどうしたら集まるのか、県央部の魅力は何なのかなど、8人の登壇者から、様々な意見が出されました。



地域政策フォーラム(2月24日)

コーディネーターの小川全夫さんは、「県央部は、よいまちへ育つた皆さんの素材がそろっている。これらの素材をどう調理していくのが県央部に求められている。そして、調理していくのは、ここに住む住民一人ひとりだ。自分たちに何が出来るとか、考えていかなくてはならない。誰かがやってくれるだろうと考えているうちに、都市が衰退していったということにならないようにしていきたい」としめくくりました。

会場には、山口市民はもとより、近隣の小郡町、防府市などから約4百名の参加がありました。

魅力ある県央部に

併問題が再浮上した背景には、住民の生活・経済圏の広域化が挙げられます。こうしたことから、この欄では、都市が広域化している現状を様々な角度からみてきました。地域政策フォーラムは、市町境を越えた住民の皆さんと魅力のあるまちづくりを実際に考える機会となりましたが、今回のフォーラムにとどまらず、今後より魅力のある県央部を描いていく中で、合併の問題も掘り下げて行く必要があるようです。

高齢化する国民健康保険

あなたの健康がささええます

とかく人は、体に悪いところがなければ、健康には無関心になりがちです。しかし、健康な人でも、いつ病気になったり、けがをするか、わかりません。

そんな時、経済的負担を少しでも軽くして、安心して治療を受けられるように、みんなで助け合う制度が、国民健康保険(国保)です。

現在、国保の加入者の高齢化や、医療費の増加が大きな課題となっています。

十分な睡眠や休養、適度な運動などで、ふだんから健康維持に心がけましょう。

各医療保険に加入している、70歳以上のおよび65歳以上で身体障害者手帳3級以上程

度の障害のある人は、老人保健制度で医療を受けることになっています。

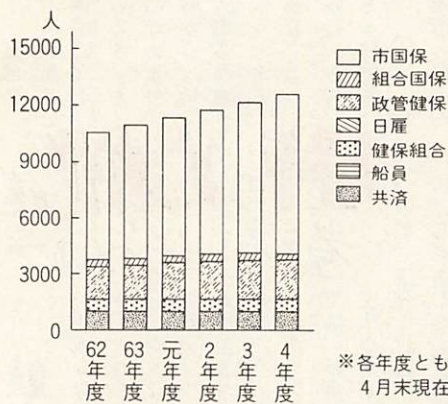


一人ひとりが健康で過すためには、ふだんからの体力づくりが大切です

表1 老人保健受給者保険者別一覧表(単位:人)
※各年度とも4月末現在

	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市国保	6,852	7,186	7,424	7,698	8,066	8,501
組回国保	332	363	365	376	385	376
政管健保	1,738	1,793	1,931	2,004	2,077	2,092
日雇	4	4	5	6	5	3
組健保	589	589	616	641	642	646
船員	26	22	18	18	18	18
共済	1,065	1,050	1,005	992	962	934
合計	10,606	11,007	11,364	11,735	12,155	12,570

グラフ1 老人保健受給者保険者別一覧表



2月18日、平成4年度の第3回国民健康保険運営協議会が、開催されました。

国保運営協議会開催

そして、高齢者の増加、疾病構造の変化などによって、医療費も増加しています。それを示しているのが、グラフ2です。

グラフ2 国保医療費(老人・若人)推移



ワンポイント健康づくり

1日10,000歩、歩きましょう

1日に運動で消費されるカロリーは、300キロカロリーが理想とされています。これは10,000歩(約1時間20分)を、歩くことで消費することができます。額にうっすら汗がにじむ程度のスピード(ふだんより少し速く)で、歩けば、より効果的です。無理のないよう、楽しく歩いてみてはいかがでしょうか。

度予算(案)、平成5年度事業計画(案)等が、審議されました。

任意継続を

されている方へ

現在、任意継続の社会保険等に加入している人で、資格喪失後、国民健康保険に加入する人は、資格喪失日の1か月前から、国保加入の届け出ができます。

①印鑑

届出にしているもの

②有効期限の書いてある被保険者証または資格喪失証明書(退職者医療制度該当者は、年金証書も必要)

※届け出は、市保険年金課または各出張所へ。

あなたも該当していませんか

退職者医療制度

退職者医療制度は、退職し、被用者年金をもらっていない

☆児童手当を受けられる人

3歳未満の児童を養育し、前年の所得が一定額未満の人。

なお、平成4年1月の制度改正により、支給対象となる児童の年齢については、下表のような経過措置があります。

☆支給金額(月額)

- ・第1子 5千円
- ・第2子 5千円
- ・第3子以降 1万円

☆支給方法

2月、6月、10月の中旬に前月分まで(4か月分)が、申請された口座に振り込まれます。

◎こんなときには手続きをとるとき

・初めて児童手当を受けようとするとき

・現在、児童手当を受けている人で、養育する児童が増えたとき、または児童がなくなつたとき

・他の市町村から転入したとき、または転出したとき

児童の年齢についての経過措置

第1子以降	平成3年1月2日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給
	昭和62年1月1日～昭和62年12月31日生まれの児童	5歳の誕生日の属する月分まで支給
	昭和63年1月1日～昭和63年12月31日生まれの児童	平成4年12月分まで支給
	平成元年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童	4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童	平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給

る70歳(寝たきりなどのお年寄り(65歳)までの人の医療制度です。

加入できる人

1 厚生年金や船員保険、各種共済組合から、老齢退職年金、または通算老齢年金を受けている人で、年金加入期間が20年以上、または40歳以後の期間が10年以上ある人。

2 退職被保険者の扶養家族。

・児童を養育する人が変わったとき

・児童手当を受けている人が、公務員になったとき

※児童手当の支給は、請求された月の翌月分からとなりま

届出にしているもの

- ①印鑑
- ②年金証書
- ③社会保険等をやめた証明

(すでに国保に加入している人は①②)

一部負担金の割合

- ・退職被保険者本人 2割
- ・被扶養者 入院 2割 外来 3割

※届け出は、市保険年金課または各出張所へ。

たは各出張所へ。

すので、早めに手続きをしてください。

手続き、届け出は、市保険年金課または各出張所へ。

(ただし、公務員の方は勤務先へ)

健康家庭インタビュー

市が毎年開催する健康まつりで、健康家庭表彰を3年間受けた吉岡春一さん(79歳、ミツさん72歳、娘さん夫婦の4人)を訪問し、健康の秘訣等をインタビューしました。

Q 家庭で健康に注意されていることは

A 第一に、食事に気をつけています。腹八分目、たくさん種類のものを少しずつ食べるようにしています。通じをよくするために、1日1度は、さつまいもを食べています。また、酒は1日1合と決め、日曜日には休むようにしています。(春一)

Q 運動はしていますか

A 運動としては特にしていませんが、よく歩きます。家が町中にあるため、買物や用事は歩いて済ませます。(春一)

Q 健康維持で特に大切なことは

A あまり心痛をしないようにしています。くよくよすることが良くないですね。そのために私は、時間に余裕を持って行動



ミツさん

春一さん

することを、心がけています。(春一)

私は、いやなことは、さりと忘れるようにしています。ストレスをためないことですね。(ミツ)

Q 国民健康保険についてどう思われますか

A 私たちは健康で、あまりお医者に行きませんが、先日旅行に行き、2日歩きつめて足を痛め、お医者に行きました。(ミツ)

困ったときは、自分も利用するわけですし、お互いさますよ。私は1年に1度、必ず健康診査に行っています。(春一)

Q 最後に一言

A 健康が一番です。健康でなければ、妻と一緒に、おいしいものも食べられませんから。(春一)

ちょっと気になる
サラリーマンの奥さんの

年・金



Q & A

Q1 サラリーマンの奥さんになったら、国民年金第3号被保険者の届け出をしなければならないと言われました。具体的な届け出の方法は？

A1 サラリーマンの奥さん(第3号被保険者)になったときの届け出は、届け出用紙(第3号被保険者該当届出書)に必要事項を記入し、ご主人の勤務先の証明を受けて市区町村の窓口へ提出することになっています。
なお、届け出をしないで2年過ぎると、その期間は、保険料の未納とみなされるのでご注意ください。

Q2 私の主人はサラリーマンですが、私の保険料は主人の給料から天引きされていると聞いていますが、本当なのでしょうか。

A2 それはちょっとちがいます!
保険料は、ご主人の加入する厚生年金保険や共済組合などが制度全体として負担するしくみです。ですから保険料はご主人の給料から天引きされるわけではありません。

小さなつみかさねが生む大きな安心

国民年金

国民年金制度は、老後の備えを助け、病気や死亡などのイザというときに、みんなで助け合うという社会的な支え合いのシステムで成り立っています。また、若いときに納めた保険料が将来の安心となって返って来る制度です。

国民年金は、働く世代が老後の世帯を支える「世代と世代の助け合い」のしくみとなっています。
保険料を毎月きちんと納めることは、あなた自身の不慮の事故・病気や必ずやってくる老後のためであることはもちろん、同時に国民年金制度全体を守る大切な義務なのです。

て、将来、年金がもらえなくなつては大変です。納められないか、もう一度お確かめください。
年金保険料が変わります
平成5年4月から、国民年金保険料が次のように変わります。

- ◎定額保険料 1万500円
- ◎前納保険料(定額) 12万2千9百60円
- ◎前納保険料(定額十付加) 12万7千6百40円
- ◎定額十付加保険料 1万900円

また、保険料納付には、納め忘れもなく、割り引きもあつた前納制度もあります。

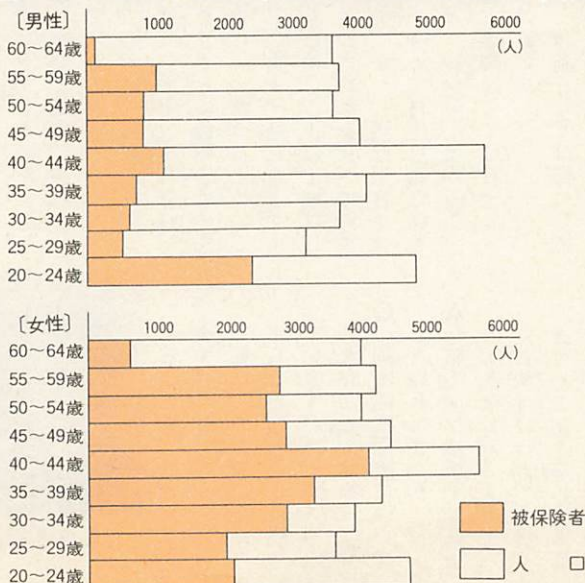
忙しい方へ 便利な提案

- ◎毎月振替 こんなに便利
口座振替なら金融機関で一度手続きをされますと、あなたの預金口座から自動的に納付されます。
- ◎申し込み手続き
あなたの預金口座のある金融機関(郵便局はのぞく)へ預金通帳、通帳届出印をお持ちのうえ「口座振替依頼書」に必要事項を記入して、お申し込みください。

平成5年度国民年金保険料納付期限(口座振替日)

各月	納付期限	各月	納付期限
4月	平成5年4月30日	10月	平成5年11月1日
5月	5月31日	11月	11月30日
6月	6月30日	12月	12月28日
7月	8月2日	1月	平成6年1月31日
8月	8月31日	2月	2月28日
9月	9月30日	3月	3月31日

山口市の国民年金被保険者数の状況



山口市における国民年金加入者(第2号被保険者を除く)の平均年齢は、40歳です。左図からもわかるように、女性の30歳代・40歳代の加入者の割合が高いのは、第3号被保険者の割合が高いためです。また、20歳代の加入者の割合が男性・女性ともに高いのは、学生さんも国民年金加入が義務となったためです。

大学などを卒業される方へ

今春大学などを卒業され、サラリーマン等(第2号被保険者)になる方は市町村役場の年金係へ年金手帳を持参し「種別変更届」を提出してください。厚生年金の手続きは、会社が行いますが、年金手帳は国民年金と共通になりますので、就職先に提出してください。
また、卒業しても実家の営業等に入る方は、引き続き第1号被保険者ですので届け出は不要です。

国民年金加入者は3種類

- ◎第1号被保険者 農林漁業・自営業・自由業・および学生・無職と、その配偶者の方
- ◎第2号被保険者 職場の年金制度(厚生年金または共済組合)に加入している方
- ◎第3号被保険者 第2号被保険者(サラリーマン)の被扶養配偶者の方

該当していませんか福祉医療

福祉医療制度は、保険適用医療費の自己負担分(老人医療の場合一部負担金)を助成するものです。対象となるのは下表に当てはまる場合です。受給を希望される方は、次の要領で申請手続きをしてください。

◎必要なもの
○健康保険証 ○印かん ○障害の程度を確認できる書類(重度医療のみ) ○所得要件を確認できる証明書(平成4年1月1日の時点で山口市に住民登録のない方)



安田四月子さん

老人医療の受給者になって7年、月1、2度お医者さんに通っています。年に3回「医療費のお知らせ」が来るので医療にかかった費用はわかりませんが、一部負担金を支払った後の医療費のしくみはどのようなものか知りませんでした。現役の方にお世話になっているのですね。万一、病気をしても安心してお医者さんにかかれます。

◎受付場所

市保険年金課(☎22-4111)または各出張所へ
※所得制限により現在受給できない方も、更新時には、判定年度の切り替えにより該当となる場合があります。

福祉医療の該当者

	重度心身障害者	乳幼児	母子家庭
要件	身障者手帳1~3級、障害年金1級、療育手帳A判定、特別児童扶養手当いずれかの該当者	3歳未満児(誕生月の末日まで)	母子家庭の母及び児童、父母のいない児童(児童が18歳になる年の年度末まで)
所得制度	老齢福祉年金の所得制限を超えないもの	市民税所得割の合計が47,800円以下の世帯	市民税所得割の非課税世帯
更新	毎年7月1日	毎年8月1日	

70歳になったら老人保健

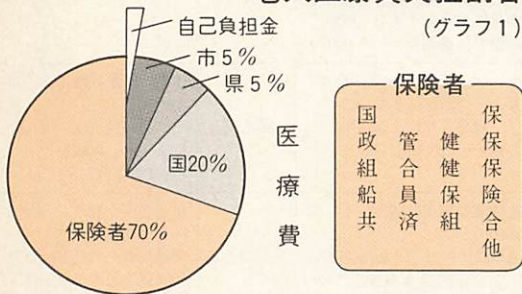
老人医療は、70歳の誕生日の翌月から適用されます。ただし、1日が誕生日の場合は、その月から適用されます。70歳(一定の障害のある人は65歳以上)になって「老人保健制度」でお医者さんにかかる時は、○国保または職場の健康保険証 ○医療受給者証(健康手帳)の両方を医療機関の窓口へ提出してください。

グラフ2は過去7年間の山口市の老人医療受給者数と医療費の指数です。平成3年度の山口市の受給者ひとり当たりの医療費は68万6千5百19円、県下14市中6位と高くなっています。

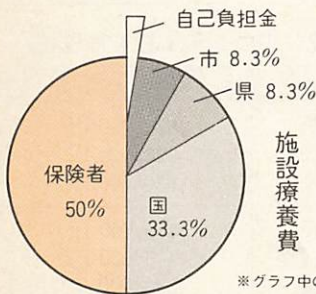
1か月にかけた医療費の
お医者さんにかかったときの医療費は
1か月にかかった医療費の

外来	1か月	9百円
入院	1日	6百円

老人医療費負担割合(グラフ1)



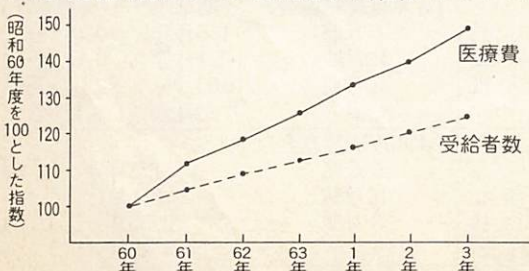
保険者
国 政 組 船 共
管 合 員 済
保 健 保 組
保 険 合 他



施設療養費
①老人保健施設療養費
②介護体制の整った老人病院の入院費
③老人訪問看護療養費
④精神病院の老人性痴呆疾患療養病棟の入院費

※グラフ中の数字は四捨五入してあります

医療受給者数および医療費の推移(グラフ2)



異動のシーズンです こんな時、届け出を忘れずに!



3月、4月は就職したり、退職したり、住所を変えたりと異動が多い時期です。国民年金の手続きを忘れてするとあとで困ることがあります。次のような異動が生じた場合は、すみやかに市町村役場の年金係へ届け出しましょう。

国民年金

納めるのに困ったとき 保険料の免除

- ◎所得が少なく、生活にお困りの方
- ◎病气やけがなどで経済的に困りの方
- ◎失業や営業不振などで、保険料を納めることに困りの方
- ◎このような場合、県知事に申請し、承認されますと、保険料の納付が免除されます。
- ただし、免除期間は申請のあった年度の3月までです。

国民年金

※ご相談・手続きは
印かんを持参のうえ、
市保険年金課年金係(亀山町2-1-1 ☎22-4111)へ

市職員の給与等の状況

(8) 職員手当の状況

区分	山口市			国		
	（4年度支給割合）	期末	勤勉	（4年度支給割合）	期末	勤勉
期末手当	6月期	1.6月分	0.6月分	6月期	1.6月分	0.6月分
勤勉手当	12月期	2.1月分	0.6月分	12月期	2.1月分	0.6月分
	3月期	0.55月分	一月分	3月期	0.55月分	一月分
	計	4.25月分	1.2月分	計	4.25月分	1.2月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	その他加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
	退職前特別昇給 2号給			退職時特別昇給 1号俸		

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 (4.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 元年度の 人件費率
3年度	人	千円	千円	千円	%	%
	126,602	30,908,948	520,829	6,884,177	22.3	20.8

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与			1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
4年度	人	千円	千円	千円	千円
	812	3,146,990	512,735	1,568,965	6,440

(注1) 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は12月市議会補正後の予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成5年1月1日現在)

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	335,772円	388,866円	41.9歳

(4) 職員の初任給の状況（平成5年1月1日現在）

区分	山口市	国	
		決定初任給	採用2年経過日額
一般行政職	大学卒	167,800円	187,300円
	高校卒	136,200円	152,300円
		161,400円	174,600円
		131,900円	141,000円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成5年1月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,500円	311,100円
	高校卒	221,700円	266,500円
		359,200円	311,100円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成5年1月1日現在）

区分	9級	8級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長	主任主事 主任技師	吏員	吏員	吏員以外 の職員	
職員数	28人	64人	159人	98人	75人	58人	56人	21人	559人
構成比	5.0%	11.4%	28.4%	17.5%	13.4%	10.3%	10.2%	3.8%	100%
1年前の構成比	5.6%	12.2%	28.1%	17.8%	13.8%	10.1%	9.4%	3.0%	100%

(注) 1. 山口市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 昇給期間短縮の状況

区分	職員数 (A)	一般行政職
3年度	556人	
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 (B)	27人
	比率 (B)/(A)	4.8%

区分	区 分	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	41.2%
特殊勤務手当 (3年度)	支給対象職員1人当たり平均支給年額	81,815円
	手当の種類(手当数)	29
	代表的な手当の名称	税務事務従事手当 環境衛生業務手当 福祉事務手当 窓口事務手当

区分	3年度	支給総額	
		職員1人当たり支給年額	222千円
時間外勤務手当	2年度	支給総額	163,107千円
		職員1人当たり支給年額	192千円

(平成5年1月1日現在)

区分	山口市	国の制度との異同	国
扶養手当	配偶者……16,000円 配偶者以外扶養親族のうち2人まで5,500円、配偶者がいない場合扶養親族のうち1人11,000円 その他の扶養親族……1,000円	同じ	同左
住居手当	借家……2,000円～23,000円 持家……2,000円 (新築5年間3,500円) その他……2,000円	異なる	借家(家賃が12,000円以上の者)……最高26,000円まで 持家……1,000円 (新築5年間2,500円)
通勤手当	交通機関全額支給限度……月40,000円 交通用具……片道1kmから27km以上まで12区分を月額1,300円から20,900円	一部異なる	交通機関全額支給限度……月40,000円 交通用具……片道2kmから40km以上まで9区分を2,000円から20,900円まで

(9) 特別職の報酬等の状況（平成5年1月1日現在）

区分	給料月額等	
給料	市長	880,000円
	助役	720,000円
	収入役	630,000円
報酬	議長	480,000円
	副議長	415,000円
	議員	390,000円

区分	給料月額等		
期末勤勉手当	(4年度支給割合)		期末
	市助収入役	市長	勤勉
	6月期	1.6月分	0.6月分
	12月期	2.1月分	0.6月分
	3月期	0.55月分	一月分
	計	4.25月分	1.2月分
期末手当	(4年度支給割合)		
	議長	6月期	1.6月分
	副議長	12月期	2.1月分
	議員	3月期	0.55月分
	計	4.25月分	4.25月分

戦後強制抑留者の皆さんへ

請求期限は半月と迫っています

戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留された方またはそのご遺族に、書状・銀杯を贈呈しています。これらの方々の内、年金恩給や公務員の共済年金などを受給されていない方には、併せて慰労金10万円が支給されます。

まだ請求されていない方は、3月31日までにご請求下さい。

○請求書類の送付先・問い合わせ
平和祈念事業特別基金業務第2課
(〒112 東京都文京区大塚5-3-13 ☎03-3945-4703・4707)へ
※なお、請求書類は、市社会課に置いてあります。

おはなしムーミン

- 日時 3月17日(水)午後3時30分～4時
- 場所 県立山口図書館青少年室
- 内容 おはなし、絵本のおよみきかせ、紙芝居、簡単な手作り工作など

募集コーナー

文化バス、春の指宿 鹿児島を訪ねて

- 日時 3月28日・29日・30日(2泊3日)
- 行程 市民会館小ホール前(午前7時出発予定)～国分～桜島～古里温泉(泊)～桜島港～鹿児島市内～知覧～池田湖～指宿(泊)～長崎鼻～市民会館小ホール前(午後7時30分帰着予定)
- 募集人員 80名(定員になり次第締め切り)
- 参加費 大人48,000円、子供・身障者47,000円
- 講師 内田伸・郷土史家
- 申し込み 3月18日午前7時から、市交通局(知事登録国内旅行業第44号/☎22-2555)へ

山口少年ラグビースクール生徒

- 対象 山口市と近辺の市町村に在住の小学生および中学生
- 経費 入会金 3,000円(初年度のみ)、年会費 5,000円
- 開校期日 4月から3月までの土曜日(午後2時30分～4時30分)夏休み、冬休み、春休みは原則として休止
- 練習場所 維新百年記念公園ラグビー・サッカー場
- 申込方法 入校申込書に年会費(初年度は入会金とも)を添え、練習日に練習場へ持参して下さい。
- 問い合わせ 溝部信二さん(☎27-1253夜間・自宅、☎27-4006昼間・県病害虫防除所)へ

山口100 萩往還マラニック大会

- 日時 5月2日・3日・4日
 - 集合場所 瑠璃光寺前広場
 - 種目 マラニックの部 35km…山口～萩(片道)、歩け歩けの部 35km…山口～萩(片道) 両方共4日午前6時スタート
 - 参加料 マラニック、歩け歩けとも 4,000円(高校生以下半額)
 - 締め切り 4月4日(日)(当日消印有効)
 - 申し込み・問い合わせ 山口県走ろう会連絡協議会事務局(熊毛郡田布施町竹部・小野幹夫さん宅 ☎0820-52-2682)へ
- ※この他、多くの種目があります。

消費者意識高揚の標語

- 応募資格 県内在住者
- 応募作品 標語の字数は30字以内で、未発表のものに限ります。
- 応募締め切り 4月26日(月)(当日消印有効)
- 応募先 住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業(学生の場合は学校名、学年)、電話番号を明記し、はがきで県消費生活センター(葵二丁目6-2 ☎24-0999)へ

高齢者陶芸教室

- 期日 4月から月に2回
- 場所 養護老人ホーム福寿園
- 対象者 市内に居住しているおおよね60歳以上の人で、陶芸を初めてする方
- 在籍期間 1年間
- 会費 年額 3,000円(材料費は別)
- 募集人員 10人
- 申し込み 市老人障害福祉課(☎22-4111)へ

県東部婦人就業センターの 経理事務(初級)技術講習会

- 日時 4月13日～6月8日(22日間、原則として毎週火・水・金) 午前9時30分～午後3時30分
- 場所 市働く婦人の家
- 対象者 講習終了後就業に役立てようとする女性
- 内容 日商簿記3級程度
- 募集人員 20名
- 受講料 無料(教材は自己負担)
- 申し込み 4月1日(木)までに、市商工観光課に備え付けの申込書で同課(☎22-4111)へ

山口県観光コンパニオン

- 募集期限 3月31日(水)まで(当日消印有効)
- 募集人員 3名
- 応募資格 県内に在住し、平成5年4月1日現在で満18歳以上25歳未満の未婚の女性(高校生は除く)
- 応募方法 本人または、推せん者が所定の申込書に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した上半身と全身の写真各1枚づつ(カラーサービス版)を添えること。応募申込書は、事務局、市商工観光課、市観光協会にあります。
- 申し込み 県観光キャンペーン実行委員会事務局[後河原150-1(社)山口県観光連盟事務局内 ☎24-0462]へ持参または郵送して下さい。

ため池の賠償責任保険にご加入を

この保険は、ため池で人身・物損事故が起き、管理者が賠償請求を受けた場合に賠償損害を保険金として支払う制度です。

現在、加入されている「ため池賠償責任保険」の契約期間が6月1日で満了となります。

平成5年度も継続して加入され、また未加入のため池につきましても新規加入されるようおすすすめします。

保険の加入については、個々での契約ができませんので、市が取りまどめの窓口となります。

■対象となる事故例
ため池周囲の安全柵が不完全なため発生した人身事故等(故意・天災等による損害は除きます。)

■対象となる損害
①感謝

料、治療費、修理費、②事故発生後の応急手当、安全対策、護送など③訴訟、仲裁、和解、調停費用
■補償額

	対人賠償	対物賠償
1 災害当たりの支払限度額	1億円	1千万円
1人当たりの支払限度額	3千万円	—
自己負担金	1万円	1万円

■保険期間 6月1日～平成6年6月1日

■保険料 ため池面積10平方メートルにつき1円88銭5厘

■申込期間 4月1日から26日まで

■申し込み・問い合わせ 市耕地課(☎22-4111) または各出張所へ

編集後記

▽最近の春の便りは、桜前線より前のスギ花粉情報の方が注目されるようになってきました。

スギ花粉観測をしている平川中学校によりまずと、今年のスギ花粉の初観測は2月4日で、量は昨年並と

のことですが、飛散が終わるのは3月下旬から、4月上旬になるようです。花粉症の方はどうぞお大事に。▽ツバメの初飛来が、2月28日に確認されました。これは、ほぼ昨年並とのことですが、3月2日には珍しく雪が降り、ツバメもさぞ驚いたことでしょう。

健康コーナー

乳幼児特別クリニック

- 日時 4月5日(月)受け付け午後1時～2時
- 場所 山口環境保健所
- 対象 発育・発達について心配のある乳幼児
- 申し込み 山口環境保健所保健指導班(☎22-5111)へ。(予約制)

難病相談会

- 全身性エリテマトーデス等の膠原病
- 日時 3月18日(木)午後1時～4時
- 相談担当者 安藤慎太郎・済生会山口総合病院医師、保健婦
- 潰瘍性大腸炎・クローン病等の消化器系難病
- 日時 3月22日(月)午後1時～4時
- 相談担当者 為近義夫・総合病院山口赤十字病院副院長、保健婦
- 場所 山口環境保健所
- 相談対象者 特定疾患の公費負担申請をされる患者または家族の方、その他特に希望される方。
- 申し込み 事前に山口環境保健所(☎22-5111)へ申し込んで下さい。予約制です。

催し物とお知らせ

表示登記の無料相談

- 日時 4月1日(木)午前9時～午後3時
- 場所 県土地家屋調査士会(駅通り二丁目9-15)
- 相談内容 土地…分筆、合筆、地目変更、地籍更正等、建物…新築、増築、滅失、分割、区分等

山口中央郵便局窓口ロビーを改修

山口中央郵便局では、窓口ロビーを拡大するため、3月初めから8月中旬頃まで改修工事を行います。工事期間中は、仮窓口を開設し、従来通りの業務を行います。その間、お客様にはご迷惑をおかけします。特に、工事期間中、駐車場が狭くなり、ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

○問い合わせ 山口中央郵便局総務課(☎22-0150)へ

つくし推進事業

奨励金申請はお早めに

山口市の「つくし推進事業」がスタートしてから集められ再生された資源ごみは2,000トンを軽く越え、リサイクル運動もかなり浸透してきたようです。ただ残念なことにこの「つくし推進事業」を活用するに当たっての約束事は、余り守られていません。

実際につくし推進事業に登録され、活用しておられる方でも、余り知られないのが奨励金申請の締切日です。

現在、つくし推進事業の奨励金の交付は、1年間をそれぞれ4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月の4期に分けて実施されています。申請締切日は、翌月の10日までが原則ですが、遅れて申請されるケースがよくあります。

このたびは、年度が変わり、遅れて申請された場合には、奨励金は交付されない場合もあります。

まだ、登録されていない団体も今からなら十分間に合いますので、ぜひお早めに登録と申請をお願いします。皆さんの活動を無駄にしないためにくれぐれも締切日にご注意下さい。

乾電池の収集は

現在、山口市では家庭から出る使用済み乾電池を有害ごみとして、市内にいくつかの収集場所を設けて回収を行っています。

回収場所は、市役所および各地区出張所と市民会館、児童文化センター、社会福祉協議会、寿泉荘、山口隣保館の各施設に設けられています。最近では、水銀の入っていない電池等も開発されましたが、まだまだ水銀やその他の有害物質が使用されているものも多いと思われます。

また、バッテリーやボタン電池等は、市では回収しておりません。販売店で回収してもらえますので、購入する時に販売店の方に聞いて下さい。

山口市の自然環境を守るためにも、くれぐれも乾電池は普通のごみと一緒に出さないようにして下さい。

わたしたちの市税(2月1日発行)のクロスワードパズルの正解はエイセイツイウシンでした。たくさんのご応募、貴重なご意見をありがとうございました。

4月の不燃物収集日 出張所地区

1日・30日嘉川、5日佐山、6日陶・銚銭司、8日秋穂二島・名田島、9日大内、14日平川、15日仁保、16日吉敷、19日小鯖、22日宮野、29日大歳

市民無料法律・行政相談

- 日時 3月24日(水)午後1時30分から
 - 受け付け 午後1時～1時30分
 - 場所 白石公民館
 - 相談内容 日常生活における法律上の問題や行政に関する要望など
 - 相談員 弁護士、行政監察事務所職員
 - 問い合わせ 市広報課市民相談室(☎22-4111)へ
- ※ご相談に際しては、詳しい書類(登記・契約書等)を整備のうえご来場下さい。

電話加入権の公売

市では、市税・国民健康保険料の滞納により差し押えた電話加入権を入札により公売します。

- 日時 3月26日(金)午前10時(入札開始時間)
 - 場所 市役所第2会議室(2階)
 - 持参品 印鑑、入札予定金(50,000円以上)
 - 公売する電話加入権 4件
 - 問い合わせ 市収納課(☎22-4111)へ
- ※ご希望の方は、注意等がありますので、午前9時40分までに入室して下さい。なお、市税等の納入により当日公売を中止する場合があります。

市民会館使用の受付方法を変更

市民会館使用の申し込みは、これまで先着順で受け付けていましたが、平成6年4月からは、使用が重複する場合は、抽選で決めることにしました。詳しくは、市民会館(☎23-1000)へおたずね下さい。

不動産の無料相談会

- 日時 4月5日(月)午前10時～午後4時
- 会場 市民会館展示ホール(1階)
- 内容 ▽適正な価格、地代、家賃の決め方についての相談。▽土地の最有効使用に対する考え方についての相談。▽その他不動産に関するあらゆる相談。

星空コンサート

プラネタリウムの中で、星の美しさをうたった曲の演奏や星の話があります。空がいつまでも美しいままであるように、私たち一人ひとりがきれいな大気を守り続けましょう。

- 日時 3月28日(日)午後6時30分～8時
- 会場 県児童センタープラネタリウム(吉敷)

陶芸教室の受講生を募集

期間 4月から9月まで
 集中指導日 (A班) 毎月第2週の火・水曜日午後1時～4時、(B班) 毎月第2週の木・金曜日午後1時～4時、その他の日は個別指導。

- 募集人員 初めて陶芸をされる方。A・B班各20名(先着順)
- 申し込み 直接または電話で、山口ふるさと伝承総合センター(大字下野小路12-28-1333)へ

山口県シルバ一人材センターは、4月1日から毎週土曜が、休みとなります。